

## 令和2年駒ヶ根市教育委員会第7回定例会

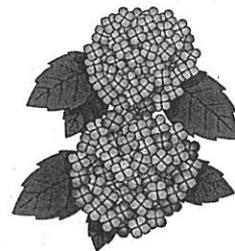
令和2年6月30日(火) 午後2時  
駒ヶ根市役所 南庁舎2階 大会議室

- 1 開 会
- 2 教育長報告 … P 1
- 3 事業報告及び事業計画 … P 4  
・次回定例教育委員会 7月28日(火) 午後2時 本庁舎2階 大会議室
- 4 審議案件 … P 6  
議案第1号 補正予算(第5号)について
- 5 協議事項  
なし
- 6 報告事項 … P 7  
(1) 駒ヶ根市文化芸術振興懇話会の委員の委嘱について … P 7  
(2) 赤穂公民館及びつくし園竣工式等について … P 8  
(3) 駒ヶ根市公民館条例の一部を改正する条例等の施行期日を定める規則 … P 9  
(4) 駒ヶ根市地域交流センター管理規則 … P 10  
(5) 駒ヶ根市公の施設の器具備品等使用料徴収規則の一部を改正する規則 … P 12  
(6) 信州駒ヶ根ハーフマラソンのリモート開催への変更について … P 19  
(7) 行事共催等承認申請の専決処分について … P 20
- 7 その他  
(1) ~~上伊那市町村教育委員会連絡協議会総会並びに研修会について~~  
~~7月9日(木) 12:30～ 南箕輪村村民センター~~
- 8 閉 会

**かたまるや 散るや蛍の 川の上** (夏目漱石)

【意味】川の上に、かたまりになったかと思うと、いつの間にか離れては自由に飛び交う蛍たちがいるよ。

身近で蛍が見られるのはめっきり少なくなりました。当時蛍鑑賞は初夏の風物詩だったようです。不思議で幻想的な蛍の動きを楽しんでいる漱石の姿が思い浮かびます。この作品は、「坊ちゃん」を記す10年ほど前の作品。身近で小さな自然に目をこらし、思索にふける漱石。大胆だが繊細な漱石の一面を想像することができ面白いです。



◆上伊那教育長部会(6/20)の報告

1 修学旅行の日程変更等に伴うキャンセル料について

(1) 中学校

- ①継続で宿の変更なければ→支払いの必要なし(変更あれば支払い生じる場合あり)
  - ②この後の変更については→取り消し料支払いあり
  - ③いずれにしても各校で旅行社に来てもらい、文書回答してもらっておくこと
- ※**飯島**…7月に延期したが、保護者にアンケートとして反対が1割を超えたら中止とするとした。結果、1割を超えたので、7月がキャンセルとなれば、修学旅行中止。代替案を検討

(2) 小学校(修学旅行〈6年〉、臨海学習〈5年〉、社会見学〈4年〉)

- ①目的を明確にして、各校ごとの判断で
  - ②参考に
    - 修学旅行(東京方面は×。それ以外の場所を姉妹都市になどとの交流に)
    - 臨海学習(第2波、3波の前に早々に予定通り実施する)
    - 社会見学
      - ・長野方面…県庁、善光寺がだめなので、更埴の歴史博物館、森將軍塚 etc.
      - ・松本方面…松本城、黒部第四ダム、白馬ジャンプ場 etc の見学に変更も
- ※いずれにしても、現時点において小学校には補助事業がないので、キャンセルの場合保護者負担となる。変更の可能性がある場合は、早急に旅行会社と話し合いの場を持ち、費用以外のものが必要となるか確認する必要がある。

■新型コロナ対応に乗じて、IT関連事業が活発化される中での「イチローの言葉」

「現地に行かなくても体験できる。そこにいなくてもいる気分させられる。飛躍的な技術の進歩により、感覚としては、『どこでもドア』ができる時代になりました。ものすごいことだと思います。時間が進む速度や世の中のサイズが急速に変わりましたよね。」

「ただ、どんな時代になってもITなどのテクノロジーを生かしつつも、同時に現地に行って『体感』することに対する思いも、僕は強い。薄く広くではなく、狭くてもいいから、深く物事を捉えたいんです。」

ここに、イチローの十分すぎるほどの魅力が表れています。時流に流されない、けれども現実を直視した上でのあっぱれな発言であると思うのは私だけでしょうか。

先日の6月議会の一般質問「ICTを活用した授業などにおける課題と対策、今後の方向性」に対して、私もこう答弁しました。

「なお、新型コロナウイルス感染症対策で加速したICT教育環境整備は、今後の新たな教育手法として期待されますが、ICTを使った教育は、教育手段の一つであって、ICTを導入したら、すべての教育目的が達成されるということはないと思っています。従来の授業の方法であっても、いいものはきちんと継続して参りたいと思います」

※ 「ITなどのテクノロジーを生かしつつも、同時に現地に行って『体感』する」イチローと「ICTという一つの手法を生かしつつもそれが全てではないという意識でいることの大事を述べた教育委員会の考え方」は、同一であります。

緊急事態に直面したときこそ、ぶれない軸を保ち続けることの大切さを改めて学んだ次第です。

《ちょっと立ち止まって》「内から育つ」姿を求めて※最近の教育関係の様子、新聞、駒ヶ根の子どもの様子、資料  
学校訪問（主幹訪問）中学校のある場面から

○ 1年の国語の授業。友達が教室正面で発表が終わると一斉に拍手が沸き起こるいい雰囲気だった。しかし、その後教師が本時の感想を書くように指示し、プリントが配布された直後「先生、余ってます」とプリントをヒラヒラさせて、暗に教師に取りに来いという態度の生徒がいた。残念というより情けなかった。

プリントはたまに余ることがある。これは仕方が無い。それならどうすればよかったのか。黙って教師のところへ持って行くなり、正面の台上に置くなりすればよろしい。これこそが、『内から育つ』姿である。大人の所作である。中学生ともなれば、これくらい自然にできなければならない。

## ■先人の言葉より

小林一三（阪急電鉄、宝塚歌劇団をはじめとする阪急東宝グループの創始者）

- 下足番を命じられたら、日本一の下足番になってみる。そうしたら、だれも君を下足番にしておかぬ。
- 金がないから何もできないという人間は、金があっても何もできない人間である。
- 成功の道は信用を得ることである。どんなに才能や手腕があっても、平凡なことを忠実に実行できないような若者は将来の見込みはない。
- はじめて会社に勤めると、誰もいちばん最初に交際するのは感じのよい人です。しかし、私はこれには反対で、まず感じの悪い人に勇敢にぶつかっていくことです。こういう人は打ち解けると、感じのいい人よりむしろ親切で、本当の味方になってくれるものです。

何事もその道のエキスパートになること。しかも平凡なことを馬鹿にせず、こつこつと努める人。言い訳をしないで、その道を究めることに全力を尽くす人。一見取っつきにくそうな人こそいい味を持っているものだ等々。

学校の中にも市役所の中にも地域の中にも、こういう人は身近にいるのではないだろうか。学校を例にとってみる。「初任者を何とか指導しなければ」と堅くならず身近なところを見渡してみれば、初心者にとってすごい人的環境となる教職員がいるものです。見方を変えるだけで、新たな発見ができる。そんな気がします。問題は学習者の「学ぶところ」と「実行力」ではないかとおつくづく思います。

## 新型コロナウイルス感染症対策の心構え

新型コロナ対応で改革と言ひ、見直しのチャンスと言ひが…。さて学校現場で行事、教育課程等どう進めていったらいいか。

改めて益なき事は、改めめをよしとするな。 (徒然草)

変えた方がいいところと、変えなくてもいいところを、きちんと区分けすること。そうでないと、変えることだけにエネルギーが費やされてしまい、実質的によくしようというエネルギーが失われてしまう。また、それまで持っていた「よい部分」までも失ってしまう危険性もある。

### ◆何でも変えればいいというものではない

- 変えても利益がないことは変えない方がいい。

### ◆アレンジで済むかどうか考える

- 現有のものをうまく組み替えていくというアレンジの発想が必要
- どうすれば一番効果があるかを第一に考える
- 全面的に変えるより、本質は変えずにアレンジする方がうまくいくケースが多い。

### ◆変えるポイントはささやかな一点

- 「よくするためにどの一点をかえればいいのか」突き詰める
- ねらいが「根本的に変える」にあっても、現実には具体的なことから発想していく
- その一点を変えればすべてが変わる地点を探す

### ◆見極め

- 「ここを変えても意味がない」と「変えるならこの点」の見極め
- いまずぐ変えようと思えばすぐ変えられるポイントを具体的に挙げる
- 具体的に、しかも影響力のあるアイデアに集中する



## 6月分 教育委員会事務事業計画

2020年6月23日

	曜日	時刻	事業内容	摘要
1	月	9:30	議会全員協議会[議会]	教育長、次長
2	火	13:30	園長会[保健センター第1会議室]	子ども課
		15:30	市内特別支援教育コーディネーター連絡会[保健センター大会議室]	教育長、子ども課
3	水			
4	木	10:00	6月議会開会	教育長、次長
5	金		一般質問ヒヤリング	
		10:00	文化財団館長会	社会教育課
6	土		南小運動会	
7	日		郷土芸能まつり	
8	月	9:30	市内校長会[赤穂東小学校]	教育長、次長、両課長
9	火			
10	水		主幹指導主事訪問(AM赤小、PM赤中)	教育長、教育委員
11	木	10:45	市町村教委連絡協議会会計監査[長野市役所]	教育長代理
12	金	14:10	民生児童委員協議会[南庁舎大会議室]	子ども課
13	土			
14	日			
15	月			
16	火		一般質問	
17	水		一般質問	
18	木	10:30	南部市町村教委代議員会[中川村]	教育長、教育長代理
19	金	9:00	教育民生建設委員会	
20	土	10:00	上伊那市町村教委教育長部会[伊那市]	教育長
21	日			
22	月	9:00	庁議[応接室]	教育長、次長
			不登校児童生徒支援委員会[南庁舎大会議室]	
23	火		主幹指導主事訪問(AM赤南小、PM赤穂東小)	教育長、教育委員
		10:00	議会全員協議会[議会]	次長、社会教育課
		19:00	マラソン大会実行委員会[保健センター大会議室]	次長、社会教育課
24	水	10:00	図書館協議会[文化センター]	教育長、次長、社会教育課
25	木	10:00	6月議会閉会、議会全員協議会[議場]	教育長、次長
26	金		主幹指導主事訪問(AM東伊那小、PM東中)	教育長、教育委員
27	土			
28	日			
29	月	9:00	庁議[応接室]	教育長、次長
30	火	10:00	文化芸術懇話会[南庁舎大会議室]	教育長、次長、社会教育課
		14:00	定例教育委員会[南庁舎大会議室]	教育長、次長、両課長

## 7月分 教育委員会事務事業計画

2020年6月25日

	曜日	時刻	事業内容	摘要
1	水	12:20	諏訪・上伊那社会教育委員連絡協議会総会	社会教育課
		13:30	園長会[保健センター第1会議室]	子ども課
		13:30	部課長会[本庁大会議室]	教育長、次長、両課長
2	木	9:30	校長会[赤穂南小]	教育長、次長、両課長
3	金	13:30	主幹指導主事訪問(中沢小)	教育長、教育委員
4	土			
5	日			
6	月	9:00	庁議[応接室]	教育長、次長
7	火	10:00	文化財団協会[文化センター]	社会教育課
8	水	13:00	市町村教委連絡会 代議員会及び県教委との懇談会[長野市]	教育長代理
9	木		上伊那市町村教委連絡協議会[南箕輪村]	
10	金			
11	土		KOMA夏	
12	日	11:00	地域交流センター竣工式	教育長、次長、両課長
13	月		第1回就園就学支援委員会[]	教育長、次長、子ども課
14	火		前期長野県都市教育長会議[須坂市]	教育長、子ども課
		9:00	教育委員会決算監査[第5会議室]	次長、両課
15	水	15:00	文化財団理事会[文化センター]	教育長、次長、社会教育課
16	木			
17	金		地域交流センター内覧会	
18	土		地域交流センター内覧会 小学生相撲大会	
19	日		市民総合体育大会	
20	月	9:00	庁議[応接室]	教育長、次長
		14:00	上伊那地区協議会[伊那市]	教育長、子ども課長
21	火			
22	水			
23	木			
25	土			
26	日			
27	月		教職員夏期研修会	
28	火	14:00	定例教育委員会[保健センター大会議室]	教育長、次長、両課長
29	水			
30	木	13:30	部課長会[本庁大会議室]	教育長、次長、両課長
31	金		小中終業式	

## 令和2年度 6月議会補正予算(第5号)の概要

【一般会計補正予算(第5号)予算規模】 168,963千円 ( 17,089,429千円 → 17,258,392千円 )

### 令和2年度 一般会計補正予算(第5号)

#### 【歳出】

(単位:千円)

No.	課名	区分	内容	補正額			
6	子ども	新規	<b>ロタウイルスワクチンの定期接種</b> 令和2年10月1日から始まるロタウイルスワクチンの定期接種化に伴う予算を計上します。	補正額	2,684		
				特定財源			
				一般財源	2,684		
11	子ども	コロナ	<b>小中学校児童生徒1人1台端末整備</b> 国が進めるGIGAスクール構想の実現に向けた小中学校児童生徒1人1台端末の整備のための予算を計上します。 (単位:千円)	補正額	173,985		
				特定財源	国支出金 79,650		
				繰入金	94,335		
				一般財源	0		
				公立学校情報機器整備費補助金(定額)			
				区分	単価	台数	金額
				児童生徒分(補助対象)	45	1,770	79,650
				児童生徒分(補助対象外)	45	885	39,825
				教師分(補助対象外)	45	192	8,640
				諸経費			45,870
合計		2,847	173,985				
12	子ども	コロナ	<b>家庭学習のための通信機器整備支援</b> 学校の臨時休業等の緊急時においても、ICTを活用して子どもたちが家庭においても学習を継続できる環境を整備するための予算を計上します。 (単位:千円)	補正額	10,332		
				特定財源	国支出金 3,690		
				繰入金	6,642		
				一般財源	0		
				公立学校情報機器整備費補助金(定額)			
				区分	単価	台数	金額
				モバイルルーター(補助対象)	10	369	3,690
				通信費(補助対象外)	18	369	6,642
				合計		738	10,332
				13	子ども	コロナ	<b>学校からの遠隔学習機能の強化</b> 学校の臨時休業等の緊急時においても、学校と児童生徒とのやりとりが円滑にできる環境を整備するための予算を計上します。 (単位:千円)
特定財源	国支出金 122						
繰入金	123						
一般財源	0						
公立学校情報機器整備費補助金(補助率1/2)							
区分	単価	台数	金額				
カメラ・マイク・三脚	35	7	245				

駒ヶ根市文化芸術振興懇話会委員の任命について

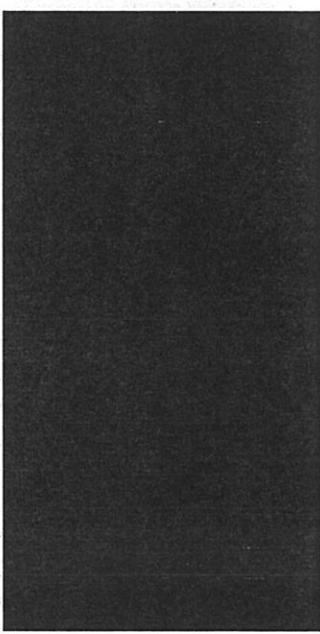
市における文化芸術の振興について、文化芸術関係者等から広く意見を聴くため、駒ヶ根市文化芸術振興懇話会設置要綱により、下記のとおり委員に任命する。

令和2年6月30日

駒ヶ根市教育長  
本多 俊夫

記

1 氏名等

氏名	所属・分野	住所	継続
海老名 敏宏	メディア・まちづくり	名古屋市 	○
春日 俊也	学識経験者	駒ヶ根市 	○
北原 美香	学識経験者	駒ヶ根市	○
木下 五郎	芸術家	駒ヶ根市	○
坂井 宏光	学識経験者	駒ヶ根市	○
富成 勇夫	芸術家	駒ヶ根市	○
肥野 みさを	郷土芸能分野	駒ヶ根市	
松崎 ひとみ	演劇分野	駒ヶ根市	○
三澤 照男	音楽分野	駒ヶ根市	○
山本 美子	文化団体	駒ヶ根市	○
湯澤 啓子	文化団体	駒ヶ根市	○

2 任命年月日 令和2年6月30日

3 任期 令和2年6月30日から令和3年3月31日

## 地域交流センター（赤穂公民館）等整備事業について

## 1. 今後の日程

日 程	内 容
7/12 (日) 11:00~1 時間の予定	竣工式 テープカット、市長挨拶、来賓挨拶 服装：平服（スーツ等）
7/17 (金)、18 (土) 10:00~15:00	内覧会
7/20 (月)	赤穂公民館、つくし園開館
9/13 (日)	ホール柿落とし
10/1 (木)	ホール開館

## 2. 施設概要

- (1) 建物構造：赤穂公民館 RC造、一部SRC造、地下1階地上2階建て  
つくし園 鉄骨造 平屋建て
- (2) 建築面積：2,231.83㎡
- (3) 延床面積：2,945.40㎡ 赤穂公民館 2,213.33㎡  
つくし園 732.07㎡
- (4) 所在地：駒ヶ根市上穂栄町23番3号

## 3. 現場写真

南から全景

6/2 現在



## 駒ヶ根市公民館条例の一部を改正する条例等の施行期日を定める規則

令和	年	月	日
規	則	第	号

次に掲げる条例の施行期日は、令和2年7月20日とする。

- 1 駒ヶ根市公民館条例の一部を改正する条例（令和元年条例第27号）
- 2 駒ヶ根市地域交流センター条例（令和元年条例第28号）
- 3 駒ヶ根市児童発達支援施設条例の一部を改正する条例（令和元年条例第29号）

## 駒ヶ根市地域交流センター管理規則

〔令和 年 月 日〕  
教育委員会規則 第 号

## (趣旨)

第1条 この規則は、駒ヶ根市地域交流センター条例（令和元年条例第28号。以下「条例」という。）の規定に基づき、駒ヶ根市地域交流センター（以下「地域交流センター」という。）の管理等に関し必要な事項を定めるものとする。

## (休館日)

第2条 地域交流センターの休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）は、教育委員会の承認を得たときは、臨時にこれを変更することができる。

- (1) 月曜日。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する国民の祝日が月曜日に当たるときは、その翌日
- (2) 12月28日から翌年1月4日まで

## (利用時間)

第3条 地域交流センターの利用時間は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、臨時にこれを変更することができる。

- (1) プレイルーム等 午前8時30分から午後10時まで
- (2) ホール 午前9時から午後10時まで

## (利用の手続)

第4条 条例第4条第1項の規定により許可を受けようとする者は、利用しようとする日（以下「利用日」という。）の前3月に当たる日の属する月の初日から利用日の前日までに、利用許可申請書を指定管理者に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者が必要があると認めるときは、前項の期間外の申込みについても受理することができる。

## (遵守事項)

第5条 利用者又は使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 施設等の原状を変更しないこと。
- (2) 所定の場所以外で、飲酒し、若しくは火気を使用し、又は喫煙しないこと。
- (3) 指定管理者の許可を得ないで、物品の販売をしないこと。
- (4) 利用又は使用の権利を他人に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (5) 前4号に定めるもののほか、指定管理者が指示すること。

## (備付帳簿)

第6条 地域交流センターには、次の帳簿を備えるものとする。

- (1) 沿革誌
- (2) 日誌
- (3) 前2号に定めるもののほか、教育委員会又は指定管理者が必要と認める帳簿

## (補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育委員会

が定める。

附 則

この規則は、令和2年7月20日から施行する。

駒ヶ根市公の施設の器具备品等使用料徴収規則の一部を改正する規則

( 令和 年 月 日 )  
規則 第 号

駒ヶ根市公の施設の器具备品等使用料徴収規則(昭和55年規則第12号)の一部を次のように改正する。

第1条中「61年条例第8号」の次に「、駒ヶ根市地域交流センター条例(令和元年条例第28号)」を加える。

別表第2中

「

1 赤穂公民館及び駅前ビル市民交流活性化センター

施設名		区分	使用料
赤穂公民館	講堂	1時間	円 1,800
	大部屋	1時間	480
	中部屋	1時間	240
	小部屋	1時間	120

」

を

「

1 赤穂公民館、地域交流センター及び駅前ビル市民交流活性化センター

施設名		区分	使用料
赤穂公民館	講堂	1時間	円 2,000
	学習室1、学習室2、視聴覚室	1時間	500
	学習室3、学習室4、プレイ ーム、創作室、和室	1時間	300
	小会議室1、小会議室2	1時間	200
地域交流センター	ホール	1時間	2,000
	学習室1、学習室2、視聴覚室	1時間	500
	学習室3、学習室4、プレイ ーム、創作室、和室	1時間	300
	小会議室1、小会議室2	1時間	200

」

に改め、

「

小会議室	600	800	800	1,400	1,600	2,200	200
工作室	600	800	800	1,400	1,600	2,200	200
視聴覚室	1,500	2,000	2,000	3,500	4,000	5,500	500

を

「

工作室	600	800	800	1,400	1,600	2,200	200
大会議室	1,500	2,000	2,000	3,500	4,000	5,500	500

に改め、

「

和室(小)	600	800	800	1,400	1,600	2,200	200
和室(大)	600	800	800	1,400	1,600	2,200	200

を

「

和室	1,200	1,600	1,600	2,800	3,200	4,400	400
----	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-----

に改める。

附 則

この規則は、令和2年7月20日から施行する。

駒ヶ根市公の施設の器具備品等使用料徴収規則 新旧対照表

改正前	改正後
<p>駒ヶ根市公の施設の器具備品等使用料徴収規則</p> <p style="text-align: right;">昭和55年7月31日 規則第12号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 駒ヶ根市公民館条例(昭和54年条例第24号)、駒ヶ根市文化会館条例(昭和61年条例第8号)、駒ヶ根市ふるさとの丘条例(平成4年条例第31号)、駒ヶ根市天竜かっぱ広場条例(平成5年条例第5号)、駒ヶ根市体育施設条例(昭和42年条例第12号)、駒ヶ根市立学校施設の開放に関する条例(平成7年条例第8号)、駒ヶ根市福祉センター条例(昭和44年条例第10号)、駒ヶ根市障がい者センター条例(昭和57年条例第10号)、駒ヶ根市老人福祉施設条例(昭和53年条例第14号)、駒ヶ根市農林業施設条例(昭和54年条例第45号)、駒ヶ根市産地形成促進施設条例(平成8年条例第9号)、駒ヶ根市東伊那農村公園施設条例(平成15年条例第11号)、駒ヶ根市農業者トレーニングセンター条例(昭和58年条例第35号)、駒ヶ根市農村交流広場条例(平成8年条例第27号)、駒ヶ根市駅前ビル市民交流活性化センター条例(平成11年条例第20号)、駒ヶ根市森と水のアウトドア体験広場条例(平成14年条例第12号)、駒ヶ根市勤労青少年ホーム条例(昭和60年条例第10号)及び駒ヶ根女性ふれあい館条例(昭和60年条例第11号)の規定に基づく施設(以下総称して「施設」という。)の使用料のうち、器具備品等使用料の徴収について他に特別の定めがあるもののほか、この規則の定めるところによる。</p>	<p>駒ヶ根市公の施設の器具備品等使用料徴収規則</p> <p style="text-align: right;">昭和55年7月31日 規則第12号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 駒ヶ根市公民館条例(昭和54年条例第24号)、駒ヶ根市文化会館条例(昭和61年条例第8号)、<u>駒ヶ根市地域交流センター条例(令和元年条例第28号)</u>、駒ヶ根市ふるさとの丘条例(平成4年条例第31号)、駒ヶ根市天竜かっぱ広場条例(平成5年条例第5号)、駒ヶ根市体育施設条例(昭和42年条例第12号)、駒ヶ根市立学校施設の開放に関する条例(平成7年条例第8号)、駒ヶ根市福祉センター条例(昭和44年条例第10号)、駒ヶ根市障がい者センター条例(昭和57年条例第10号)、駒ヶ根市老人福祉施設条例(昭和53年条例第14号)、駒ヶ根市農林業施設条例(昭和54年条例第45号)、駒ヶ根市産地形成促進施設条例(平成8年条例第9号)、駒ヶ根市東伊那農村公園施設条例(平成15年条例第11号)、駒ヶ根市農業者トレーニングセンター条例(昭和58年条例第35号)、駒ヶ根市農村交流広場条例(平成8年条例第27号)、駒ヶ根市駅前ビル市民交流活性化センター条例(平成11年条例第20号)、駒ヶ根市森と水のアウトドア体験広場条例(平成14年条例第12号)、駒ヶ根市勤労青少年ホーム条例(昭和60年条例第10号)及び駒ヶ根女性ふれあい館条例(昭和60年条例第11号)の規定に基づく施設(以下総称して「施設」という。)の使用料のうち、器具備品等使用料の徴収について他に特別の定めがあるもののほか、この規則の定めるところによる。</p>

## 改正前

## 別表第2（第3条関係）冷暖房使用料

## 1 赤穂公民館及び駅前ビル市民交流活性化センター

施設名		区分	使用料
赤穂公民館			円
	講堂	1時間	<u>1,800</u>
	大部屋	1時間	<u>480</u>
	中部屋	1時間	<u>240</u>
	小部屋	1時間	<u>120</u>
駅前ビル市民交流活性化センター			
	小会議室	1時間	120
	中会議室	1時間	240
	大会議室	1時間	560
	多目的ホール	1時間	800

## 改正後

## 別表第2（第3条関係）冷暖房使用料

1 赤穂公民館、地域交流センター及び駅前ビル市民交流活性化センター

施設名		区分	使用料
赤穂公民館			円
	講堂	1時間	<u>2,000</u>
	<u>学習室1、学習室2、視聴覚室</u>	1時間	<u>500</u>
	<u>学習室3、学習室4、プレイルーム、創作室、和室</u>	1時間	<u>300</u>
	<u>小会議室1、小会議室2</u>	1時間	<u>200</u>
<u>地域交流センター</u>			
	<u>ホール</u>		<u>2,000</u>
	<u>学習室1、学習室2、視聴覚室</u>	<u>1時間</u>	<u>500</u>
	<u>学習室3、学習室4、プレイルーム、創作室</u>	<u>1時間</u>	<u>300</u>

改正前

改正後

2 文化会館、勤労青少年ホーム及び女性ふれあい館

2 文化会館、勤労青少年ホーム及び女性ふれあい館

	作室、和室		
	小会議室 1、 小会議室 2	1 時間	200
駅前ビル市民交流活 性化センター	小会議室	1 時間	120
	中会議室	1 時間	240
	大会議室	1 時間	560
	多目的ホール	1 時間	800

使用区分		使用料						
		午前	午後	夜間	昼間	昼夜	全日	超過時 間
		午前9 時から 正午ま で	午後1 時から 午後5 時まで	午後6 時から 午後10 時まで	午前9 時から 午後5 時まで	午後1 時から 午後10 時まで	午前9 時から 午後10 時まで	1 時間 につき
文化 会館	大ホー ル	円 15,000	円 20,000	円 20,000	円 35,000	円 40,000	円 55,000	円 5,000
	楽屋 1	600	800	800	1,400	1,600	2,200	200

使用区分		使用料						
		午前	午後	夜間	昼間	昼夜	全日	超過時 間
		午前9 時から 正午ま で	午後1 時から 午後5 時まで	午後6 時から 午後10 時まで	午前9 時から 午後5 時まで	午後1 時から 午後10 時まで	午前9 時から 午後10 時まで	1 時間 につき
文化 会館	大ホー ル	円 15,000	円 20,000	円 20,000	円 35,000	円 40,000	円 55,000	円 5,000
	楽屋 1	600	800	800	1,400	1,600	2,200	200

改正前

楽屋2	600	800	800	1,400	1,600	2,200	200
楽屋3	600	800	800	1,400	1,600	2,200	200
リハーサル室	3,000	4,000	4,000	7,000	8,000	11,000	1,000
練習室1	600	800	800	1,400	1,600	2,200	200
練習室2	600	800	800	1,400	1,600	2,200	200
展示室	1,500	2,000	2,000	3,500	4,000	5,500	500
小会議室	<u>600</u>	<u>800</u>	<u>800</u>	<u>1,400</u>	<u>1,600</u>	<u>2,200</u>	<u>200</u>
工作室	600	800	800	1,400	1,600	2,200	200
視聴覚室	1,500	2,000	2,000	3,500	4,000	5,500	500

略

女性ふれ	相談室	600	800	800	1,400	1,600	2,200	200
	茶室	600	800	800	1,400	1,600	2,200	200
	和室	<u>600</u>	<u>800</u>	<u>800</u>	<u>1,400</u>	<u>1,600</u>	<u>2,200</u>	<u>200</u>

改正後

楽屋2	600	800	800	1,400	1,600	2,200	200
楽屋3	600	800	800	1,400	1,600	2,200	200
リハーサル室	3,000	4,000	4,000	7,000	8,000	11,000	1,000
練習室1	600	800	800	1,400	1,600	2,200	200
練習室2	600	800	800	1,400	1,600	2,200	200
展示室	1,500	2,000	2,000	3,500	4,000	5,500	500
工作室	600	800	800	1,400	1,600	2,200	200
大会議室	1,500	2,000	2,000	3,500	4,000	5,500	500

略

女性	相談室	600	800	800	1,400	1,600	2,200	200
	茶室	600	800	800	1,400	1,600	2,200	200

改正前

あい館	<u>(小)</u>							
	和室 <u>(大)</u>	<u>600</u>	<u>800</u>	<u>800</u>	<u>1,400</u>	<u>1,600</u>	<u>2,200</u>	<u>200</u>
	図書室	600	800	800	1,400	1,600	2,200	200
	料理実習室	600	800	800	1,400	1,600	2,200	200
	軽運動室	6,000	8,000	8,000	14,000	16,000	22,000	2,000

改正後

ふれあい館	<u>和室</u>	<u>1,200</u>	<u>1,600</u>	<u>1,600</u>	<u>2,800</u>	<u>3,200</u>	<u>4,400</u>	<u>400</u>
	図書室	600	800	800	1,400	1,600	2,200	200
	料理実習室	600	800	800	1,400	1,600	2,200	200
	軽運動室	6,000	8,000	8,000	14,000	16,000	22,000	2,000

## リモート 信州駒ヶ根チャリティーマラソンについて

信州駒ヶ根ハーフマラソンは、5月7日(木)に行った臨時の実行委員会で当初予定していた、9月27日(日)の大会について中止という苦渋の判断をいたしました。

そのような中で5月下旬から、リモート(オンライン)でのマラソン大会の話題や、予定していた大会をリモートに切り替えて行う大会など「集まらない形」での大会を行う事例がでてきました。

また毎年助成を受けている「日本スポーツ振興センターのくじ助成」についても中止の判断をした場合は交付されないという判断から方針転換の連絡があり、大会を計画変更とすることで、交付の対象となる旨連絡が入りました。

これを受けて、ランナーの走る機会の創出と、コロナウイルス感染拡大により経済的に厳しい状況にある市内の企業などに貢献できる大会ができないか検討を行い、6月議会での報告及び、6/23の実行委員会でリモート形式とあわせてチャリティーの要素を加えた形で行う提案をさせていただき、了承を得ました。

市としても市内の新型コロナ関連経済対策支援としての事業として応援し、次年度以降のランナー確保も見据えながら事業を展開していきたいと考えています。

### 【大会名】 リモート 信州駒ヶ根チャリティーマラソン

#### 1 大会概要

##### (1) 開催日

令和2年9月26日(土) から 令和2年10月11日(土)の間

##### (2) 種目・料金(案)

##### ハーフマラソン

- ① 一般エントリー 3,000円
- ② 駒ヶ根エールエントリー 10,000円(フィニッシャータオル・Tシャツ付)

※①②とも参加料の一部を駒ヶ根市の新型コロナウイルス対策支援事業として寄付。

- ③ 「ふるさと寄附」エントリー枠 30,000円

※ふるさと納税とのコラボ返礼品を提案。マラソンエントリーに加え返礼品を送付。

##### (3) 申し込み方法

##### インターネット

##### 【申込に必須な事項】

- ① ランネットへの登録 URL : <https://runnet.jp>
- ② ランネットから信州駒ヶ根チャリティーマラソンを選択し申込み
- ③ スマートフォンにてランニングアプリ「TATTA」をダウンロード(無料)

##### (4) 申込期間 (4,000人を目標)

令和2年7月11日(土)～令和2年8月16日(日)

信州駒ヶ根ハーフマラソンは、日本スポーツ振興センター  
が実施する「スポーツ振興くじ助成」を受けて開催しています。



